

○深浦町地域の魅力向上事業費補助金交付要綱

平成28年4月1日告示第38号

改正

令和2年3月26日告示第29号

令和3年3月29日告示第40号

令和4年3月25日告示第96号

(趣旨)

第1条 町は、住民グループ等による自主的な地域づくりへの取組を支援し、町内産業の活性化と地域の発展に資するために、毎年度予算の範囲内において、地域の魅力向上事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年深浦町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、町内に住所を有する個人、団体及び個人事業者並びに法人で、自主的かつ公益的な地域づくり活動を行う3人以上の住民グループ等（構成員に町税等の滞納がないこと）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域活性化につながる公益的な事業に該当するものとする。

2 前項に該当する事業であっても、別表に掲げる業種は補助対象事業から除くものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域活性化につながる公益的な事業実施に必要な経費とする。ただし、国、県その他の機関等から補助金等がある場合は、その補助金等を控除して算出した額を補助対象経費

とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内であって上限50万円とする。

ただし、補助金の交付は、1補助事業者につき、第3条第1項に規定する補助対象事業それぞれ1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業の着手前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書
- (2) 納税証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(審査委員会の設置)

第7条 補助金の公正かつ円滑な運営を図るため、地域の魅力向上事業費補助金運用審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、前条の交付申請書を受理したときは、必要に応じて補助事業者から事業計画等の説明を受け、補助対象事業の該否及び補助対象経費の該否について審査を行うものとする。

(審査委員会の構成)

第8条 審査委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 会長は、副町長をもって充てる。
- (2) 副会長は、総務課長をもって充てる。
- (3) 委員は、財政課長、総合戦略課長、農林水産課長、観光課長をもって充てる。

2 会長は、審査に必要があるときは、補助対象事業に係る課長等及び公的団体等から出席を求めることができる。

(審査委員会の開催)

第9条 審査委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(交付の決定)

第10条 町長は、第7条第2項に規定する審査に基づき、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の状況・経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (2) 補助事業者は、実績報告日から1年を経過するごとに、売上額や事業状況等について町長に報告しなければならない。ただし、申請日から5年を経過した場合又は災害、病気等やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(変更申請)

第12条 補助事業者は、交付決定を受けた事業について、事業内容を変更あるいは中止しようとするときは、変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第13条 町長は、前条の申請を受け、その理由についてやむを得ないと認めたときは、変更（中止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日以内に、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象経費に係る記録写真（工事写真、購入備品写真等）

- (3) 補助対象経費に係る作成物
  - (4) その他町長が必要と認める資料
- (補助金の額の確定等)

第15条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、必要な審査等を行い、その報告に係る補助対象事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けたときは、補助金支払請求書（様式第7号の1）を町長へ提出するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、補助金の概算払いを請求することができる。また、この場合は、補助金概算払請求書（様式第7号の2）を町長へ提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 町長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 2 町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金が交付されているときは、交付決定の取消しに係る部分について、その額の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した資産及び設備並びに備品（以下「取得財産等」という。）について、補助事業が完了した後も適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間内は、取得財産等の処分をしてはならない。ただし、町長が

特に認めるときはこの限りでない。

3 前項に規定する期間内に取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

4 町長は、補助事業者が補助事業により取得又は効用の増加した資産及び設備並びに備品について、必要に応じて調査を行うことができるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(深浦町起業化支援事業費補助金交付要綱の廃止)

2 深浦町起業化支援事業費補助金交付要綱（平成24年深浦町告示第64号）は廃止する。

## 別表（第3条関係）

1 金融保険業

2 風俗営業・店舗型風俗特殊営業・無店舗型風俗特殊営業・映像送信型風俗特殊営業（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）の対象となるもの）

3 易断所、観相業、相場案内業

4 競輪、競馬等の競走場

5 競輪、競馬等の協議団

6 麻雀店、パチンコホール、その他の遊戯場

7 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業

- 8 競輪、競馬等の予想業
- 9 場外馬券売り場、場外車券売り場
- 10 興信所
- 11 集金業、取立て業
- 12 宗教
- 13 政治・経済・文化団体